

また、最近、青少年の健全な余暇活動として全国的に発展しているユース・ホステル施設について、東北各県と比較すると、第13表のとおりであり、本県は最も少ない。

第13表 ユース・ホステル設置数 (昭41.2 県保健体育課調)

	青 森	岩 手	宮 城	秋 田	山 形	福 島	全国計	全国平均
施設数	10	9	6	7	14	5	480	10.4

また、本県の設置場所については、猪苗代町3、柳津町1、川前村1とかたよっている。このように、施設数が少ないこと、地域により施設のかたよりがあことは、全国から訪れる青少年に対して不便をかけている。

市町村のスポーツ、レクリエーションの場としての市町村民用運動場広場については、第14表のとおりであり、全国平均を下まわっている。

第14表 市町村民用運動場設置数 (昭39.1 県保健体育課調)

	青 森	岩 手	宮 城	秋 田	山 形	福 島	全国計	全国平均
施設数	1	1	0	1	3	0	116	2.5

このような体育施設不足を補うものとして、学校体育施設の利用が考えられるが、

- (1) 学校自体の体育施設が不足している。
- (2) 利用時間が学校と一致している。
- (3) 学校管理上の問題点がある。

などの理由から、学校体育施設の利用は困難で利用度は少ない。

以上の諸点より、県並びに市町村において、社会人が手軽に使用できる体育施設を設置するよう積極的な計画をたて、建設に努力しなければならない。

〔施策の目標〕

本県における体育施設の現状をみて、次の目標により、これをおしすすめ、県民の健康増進と、活動力ある県民づくりを通じてスポーツの普及と振興をはかる。

- (1) 県民が気軽に利用できるとともに、各種体育競技の利用をはかるため、現有の県営体育施設の整備をはかり、また、不足する施設の建設に努力する。
- (2) 県内各市に総合スポーツ・センターを設置する。
- (3) 県内各市町村にプール、運動場、体育館等を設置する。
- (4) 野外活動施設として、キャンプ場、ユース・ホステル等を設置する。